

事 務 連 絡
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

日本年金機構経営企画部 御中

厚生労働省年金局事業企画課

生活保護法に基づく日本年金機構への照会について

「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「平成 30 年地方分権方針」という。）を踏まえ、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 29 条に基づく保護の実施機関から日本年金機構（以下「機構」という。）への照会については、下記のとおりのお取り扱いとするため、御了知いただきたい。

記

1. 中央年金センターにおける照会回答業務について

平成 30 年地方分権方針を踏まえ、保護の実施機関による機構の中央年金センターに対する照会については、機構における人員体制等を工夫し、回答処理期間を概ね 10 日以内とするよう努めること。

2. 照会に対して緊急に回答が必要な場合について

平成 30 年地方分権方針に基づき、引き続き、緊急に回答が必要な場合については、機構の各年金事務所に対して照会することができること。

以上

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 生活保護担当課
中 核 市 生活保護担当係長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課保護係長

生活保護法に基づく日本年金機構への照会について

「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「平成 30 年地方分権方針」という。）を踏まえ、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 29 条に基づく保護の実施機関から日本年金機構（以下「機構」という。）への照会（以下単に「照会」という。）については、平成 31 年 4 月 1 日から、下記のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、管内実施機関に対する周知方よろしく願います。

記

照会については、機構の中央年金センター（以下「センター」という。）あてに集約して行うようお願いしていたところであるが、今般の平成 30 年地方分権方針においては、機構は照会に対する回答処理期間を概ね 10 日以内とするよう努めること、また、緊急に回答が必要な場合については機構の各年金事務所に対する照会が可能である旨を地方公共団体に通知することとされたところである。

これを踏まえ、照会については、引き続き、センターあてに行うことを基本としつつ、保護の実施機関が把握していない年金の受給の事実が疑われる場合で、緊急に年金受給情報の把握が必要な場合については、保護の実施機関から機構の各年金事務所に対して照会することができることとする。

なお、機構における回答処理期間を概ね 10 日以内とするよう努めること等については、別添のとおり、当省年金局から機構に通知されている旨、申し添える。

以上